

論点1 地方公共団体の理解促進・ 意欲向上について

**令和 5 年 7 月 1 9 日
総務省自治財政局財務調査課**

【論 点】

- 地方公会計の整備・活用の主体である地方公共団体に対し、その意義を改めて分かりやすく示すことにより、職員の理解促進と意欲向上につなげていく必要があるのではないか。

＜これまでの議論＞

- ・ 活用が進まない原因としては、1つは、自治体の置かれた環境の問題であり、時間が限られている、人事異動が頻繁、作成と活用の部署が異なる、決算情報を基にしている財務書類は予算よりも優先順位が下がるといったこと。
もう1つは、会計リテラシーの問題。統一的な基準が難解で、理解に非常に時間を要する。難解だから外部委託をしても、納品物を公表するに留まり、内容を理解する時間がなく、分析も進まないために活用に至らないのではないか。
- ・ 財務書類の情報を利用するだけで課題解決に直結するであるとか、財務書類や固定資産台帳を作成したことで財政状態が良くなるのではないかといった誤解とも言える期待に対して、結果的にそうならなかったこと等を通して、地方公会計は役に立たないのではないかと思われ、活用に進まなかったのではないか。
- ・ 職員の世代交代により、財務書類の意義自体が理解できていない職員が増えているのではないか。以前のように県単位の勉強会ができておらず、新人から中堅の財政職員の勉強の機会が非常に少なくなっている。
- ・ 財源が厳しい団体が多い中で、効率性の観点も重要であり、その情報として重要なコスト情報をどう使うかについて自治体職員に意識を持ってもらうため、地方公会計の基礎知識と公会計情報の有用性について好事例を交えた事例研修が必要ではないか。

＜更に議論すべき事項＞

- 地方公共団体の職員に、地方公会計の意義を理解してもらうためには、どのような方策があるか。
 - 地方公会計の意義（再整理）（p. 2）
 - 地方公会計の「活用」に対する基本的な考え方（p. 4）
 - 自治体職員向け研修・支援策（p. 7）

地方公会計の意義（再整理）

地方公会計の意義について、以下のとおり再整理してはどうか。

- 地方公会計は、発生主義に基づき、ストック情報やフロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計（官庁会計）※を補完する役割を果たしています。

※ 地方公共団体の予算・決算に係る会計制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、客観的で確実に確認できる現金主義・単式簿記を採用しています。

- より具体的には、発生主義・複式簿記を採用することで、現金主義・単式簿記だけでは見えにくい減価償却費、退職手当引当金といったコスト情報、資産・負債といったストック情報の把握が可能になります。

- そもそも、地方公会計を整備する意義・目的は、厳しい財政状況の中で、
 - ① 住民や議会に対して財務情報を分かりやすく開示し、説明責任を果たすこと
 - ② 財務書類から得られる情報を資産・債務管理や予算編成等に有効活用することにより、財政の効率化・適正化を進めることにあります。

- 資産管理における有力な活用策としては、固定資産台帳の情報※を分析し、公共施設マネジメント（長寿命化や集約化・複合化等）の判断材料として用いることが考えられます。

※ 統一的な基準では、財務書類の作成にあたり固定資産台帳の整備を前提としているため、資産情報の網羅的な把握が可能です。

地方公会計の意義（これまでの整理）

1. 目的

① 説明責任の履行

住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示

② 財政の効率化・適正化

財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

2. 具体的内容（財務書類の整備）

現金主義会計

- ◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

※ 財政健全化法に基づく早期健全化スキームも整備

補完

発生主義会計

- ◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計を補完

<財務書類>

地方公会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 行政コスト計算書
- ・ 純資産変動計算書
- ・ 資金収支計算書

企業会計

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書



3. 財務書類整備の効果

① 資産・負債（ストック）の総体的・一覽的な把握

資産形成に関する情報（資産・負債のストック情報）の明示

② 発生主義による正確な行政コストの把握

見えにくいコスト（減価償却費、退職手当引当金など各種引当金）の明示

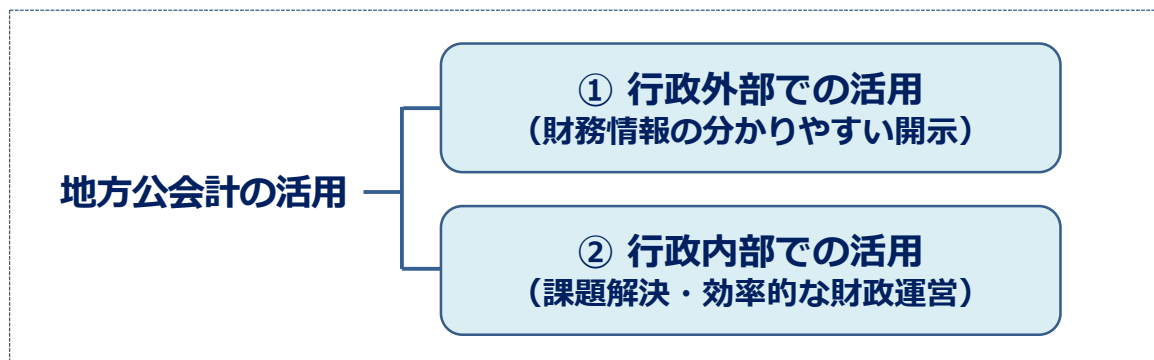
③ 公共施設マネジメント等への活用

固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

地方公会計の「活用」に対する基本的な考え方

地方公会計の「活用」が何を指すか、共通認識があるとは言いがたい。以下のとおり考え方を整理してはどうか。

- 地方公会計の活用には、2つの視点があります。
 - ・ 1つ目の視点は、行政外部での活用です。これは、地方公共団体の財政活動の結果を住民や議会などの関係者に分かりやすく開示することです。
 - ・ 2つ目の視点は、行政内部での活用です。これは、地方公共団体において財政運営や政策形成の方針を決定するための情報として活用することです。
- 特に行政内部での活用にあたっては、財務書類等をどのように活用するかという視点で考えるのではなく、地方公共団体が抱える様々な課題を解決するため、参考となる客観的な根拠の一つとして、地方公会計により得られる情報を利用する、すなわち目的意識をもって公会計情報を使うという観点が重要です。
- この際、財務書類や固定資産台帳自体を活用すること（全体の活用）だけでなく、減価償却額など記載された情報を部品として使うこと（部分的な活用）も重要です。



○ 地方公会計の推進に関する研究会（令和元年度）報告書（令和2年3月） P.54 第4 おわりに

…地方公会計の活用に向けては、基礎部分である作成・更新が最も重要であることについて、改めて認識することが必要である。

まずは、このような、住民や議会等の利害関係者に地方公共団体の財政活動の結果を明らかにするという側面である「財務会計」としての役割を確実に果たす必要がある。（略）

さらに、地方公共団体において首長をはじめとする組織運営者が行財政上の方針決定等を行うための情報として活用する側面である「管理会計」としての役割にも注目していくことも忘れてはならない。

特に、今後、各地方公共団体においては、人口減少に伴う公共施設等の利用需要が変化するとともに、今後大量に更新時期を迎える中で、地域の公共施設等の最適配置の実現に向けて取り組んでいく必要があり、この公共施設マネジメント分野において、地方公会計が管理会計としての役割を果たしていくことが期待される。その際には、はじめの段階から、すべての公共施設について施設別財務書類を作成して分析しようとするのではなく、まずは一つの施設について取り上げてみるなど、「まずやってみる」という取組が重要である。

○ 地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書（平成30年3月） P.2～3「1 地方公会計の活用に向けて」

地方公会計の活用とは、財政運営に係る様々な場面で地方公会計の財務書類や固定資産台帳等の情報を検討材料の一つとすることである。つまり、地方公会計の活用については、財務書類等をどのように活用するのかという視点で考えるのではなく、地方公共団体が抱える様々な課題を解決するにあたって、参考となる客観的な根拠の1つとして、地方公会計により得られる情報を利用するという視点で考えることが重要である。

財務書類・固定資産台帳の活用方法

行政内部での活用 ⇒ 人口減少が進展する中、限られた財源を「賢く使うこと」につなげる

財政指標の設定

財務書類・固定資産台帳に係る各種指標を設定

→ 有形固定資産減価償却率を踏まえた公共施設等マネジメント等

適切な資産管理

マクロ的視点

- 将来の施設更新必要額の推計
 - 施設の更新経費の平準化、総量抑制等の全庁的な方針の検討
- 未収債権の徴収体制の強化
 - 貸借対照表上の回収見込額を基にした債権回収のための全庁的な組織体制の検討

セグメント分析

ミクロ的視点

- 事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することでセグメントごとの分析が可能
- 予算編成への活用
 - ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討
 - 公共施設等総合管理計画の推進等
 - 公共施設等総合管理計画の見直し・推進や個別施設計画の策定・推進への活用
 - 施設の統廃合
 - 施設別コストの分析による統廃合の検討
 - 受益者負担の適正化
 - 受益者負担割合による施設使用料の見直し
 - 行政評価との連携
 - 利用者1人当たりコスト等を活用して評価

行政外部での活用

情報開示

- 住民への公表や地方議会での活用
 - 財務書類のわかりやすい公表や議会審議の活性化

- 地方債IRへの活用
 - 市場関係者に対する説明資料として活用
- PPP／PFIの提案募集
 - 固定資産台帳の公表により民間提案を募集

自治体職員向けの研修・支援策

現在の取組

入 門

実 践

	公会計の基本的な考え方	財務書類等の作成・公表	公会計情報の活用
担当者向け	eラーニング・セミナー・出前講座（JFM） 集合研修（JIAM、JAMP）		
管理職向け			マネジメント強化事業

※各事業の主な対象者について整理したものである。

※このほか、庁内研修（管理職向け含む）を独自で実施している例や、県市町村振興協会において市町村職員向け研修を実施している例もある。

（参考）令和5年度の実施内容

事業名	内容	実施時期(期間)	主催	対象	定員
eラーニング	・自治体職員のための簿記・公会計 （導入編、導入編Ⅱ、地方公会計制度の活用） ・公会計や公共施設等の適正管理に係る先進自治体の事例	年間通じて	JFM	地方公共団体等	－
JFM 地方財政セミナー	・財務書類等の活用方法、公共施設等の適正管理などのテーマについて、国における最新の動向や先進的な取組事例を紹介	8月下旬 （約半日）	JFM （総務省も参加）	都道府県、市町村の 財政・公営企業担当	100名
出前講座	・公会計導入と公会計決算書の見方	年間通じて	JFM	地方公共団体	－
自治体マネジメントのための地方公会計実務研修	・統一的な基準による財務書類等の作成実務 ・財務書類等を活用した自治体経営分析 ・財務書類等の活用と施設マネジメント 等	4月中旬 （4日間）	JIAM （共催：総務省）	市町村職員	50名
地方公会計制度研修	・地方公会計制度の理論 ・統一的な基準による財務書類等の作成実務 ・固定資産台帳の更新実務と活用事例 等	8月上旬 （5日間）	JAMP （共催：総務省）	市町村職員 （中堅以上）	50名
経営・財務マネジメント強化事業	・団体の状況や要請に応じて継続的にアドバイザーを派遣 （課題対応アドバイス事業、課題達成支援事業）	各市区町村 年5回以内	総務省・JFM	市区町村	－
	・都道府県が開催する市区町村等を対象とした研修会に アドバイザーを派遣（啓発・研修事業）	各都道府県 年10回以内		都道府県	－

注 JFM：地方公共団体金融機構 JAMP：市町村職員中央研修所 JIAM：全国市町村国際文化研修所

これまでの構成員意見

- ・ 職員の世代交代により、財務書類の意義自体が理解できていない職員が増えているのではないかと。以前のように県単位の勉強会ができておらず、新人から中堅の財政職員の勉強の機会が非常に少なくなっている。
- ・ ミドルマネジメントとトップの意識を高めることが重要。庁内のミドルマネジメント以上の職員への研修も必要ではないか。
- ・ 地方公共団体金融機構が配信するeラーニングは、地方公共団体の職員は基本的には申込みをすれば誰でも見ることができるものであるため、地方公共団体に対し、地方公会計の担当となったらまず見ることを推奨するよう周知を行ってはどうか。
- ・ マネジメント強化事業を活用し、都道府県が主催して、ある施設のコストを計算してみるというような市町村職員向けのワークショップを実施することで、市町村においても活用の動機付けが働くのではないかと。

今後の取組の方向性

○ 上記を踏まえ、

- ・ 新任者向け、管理職向けなど職層や経験に応じた研修を充実させてはどうか。
研修にあたっては、時間・場所に制約されないオンラインでの受講機会を確保することも重要ではないか。
- ・ 都道府県の協力も得ながら、市町村職員向けの学びの機会を増やすべきではないか。
これには、経営・財務マネジメント強化事業の啓発・研修事業の活用が有効ではないか。

令和5年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ



地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ DX・GXの取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクターの経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行（公共施設マネジメント）
- 地方公共団体のDX
- 首長・管理者向けトップセミナー

(2) 支援の方法

個別市区町村に継続的に派遣（各都道府県市区町村担当課等と連携して事業を実施）

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修を行う場合に派遣

※アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担

(3) 事業規模

- 約6億円（約1,400団体・公営企業への派遣を想定）